北海道函館市、北斗市、渡島総合振興局管内及び檜山振興局管内	○・○二%	○%	○%	○%	○%	○%
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
青森県	○・○五%	○・一二%	○%	○%	○%	○%
岩手県	三・○九%	一・六九%	○%	○%	○%	○%
宮城県	二・四六%	一・九七%	○%	○・九六%	○%	○%
秋田県	○%	○%	○%	○%	○%	○%
福島県	二・五二%	一・五九%	○%	○%	○%	○%
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
茨城県、栃木県及び群馬県	○・四八%	○・一七%	○%	一・二七%	○%	○%
千葉県	○・○四%	○・○三%	○%	○・○一%	○%	○%
東京都及び埼玉県	○・二八%	○%	○%	○%	○%	○%
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
富山県	○・○三%	○%	○%	○%	○%	○%
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
福井県	○%	○・○一%	○%	○%	○%	○%
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
京都府及び滋賀県	○・一○%	○%	○%	○%	○%	○%
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
鳥取県	○・○七%	○・○九%	○%	○%	○%	○%
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注１・注２　（略）

北海道函館市、北斗市、渡島総合振興局管内及び檜山振興局管内	○・○一%	○%	○%	○%	○%	○%
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
青森県	○・○五%	○・一一%	○%	○%	○%	○%
岩手県	三・○三%	一・七三%	○%	○%	○%	○%
宮城県	二・五二%	二・○八%	○%	○・八九%	○%	○%
秋田県	○%	○・○二%	○%	○%	○%	○%
福島県	二・五一%	一・六四%	○%	○%	○%	○%
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
茨城県、栃木県及び群馬県	○・四五%	○・二○%	○%	一・○○%	○%	○%
千葉県	○・○三%	○・○三%	○%	○・○一%	○%	○%
東京都及び埼玉県	○・三四%	○・○六%	○%	○%	○%	○%
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
富山県	○・○二%	○%	○%	○%	○%	○%
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
福井県	○%	○%	○%	○%	○%	○%
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
京都府及び滋賀県	○・○九%	○%	○%	○%	○%	○%
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
鳥取県	○・○六%	○・○八%	○%	○%	○%	○%
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注１・注２　（略）

附　則

１　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

２　この告示の施行の日前に漁船保険組合の保険責任が始まる普通損害保険に係る保険関係及び再保険関係については、なお従前の例による。